

有識者会議等の状況報告

令和7年10月16日

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

1. 有識者会議の開催状況

開催実績

2/6 第1回有識者会議

- (1) 「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の開催方法について
- (2) 「特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議」の開催について
- (3) 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針（案）について
- (4) 特定技能制度に係る既存の分野別運用方針の改正（案）について

2/17 第2回有識者会議

- (1) 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針（案）について
- (2) 特定技能制度に係る既存の分野別運用方針の改正（案）について
- (3) 特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針（案）について（報告）

5/20 第3回有識者会議

- (1) 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針並びに特定技能制度の既存の分野別運用方針に係る閣議決定について（報告）
- (2) 特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について

6/11 第4回有識者会議

- (1) 第3回有識者会議のフォローアップについて
- (2) 特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野（新たに追加等を行う分野等）の詳細（案）について
- (3) バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件（案）について

7/7 第5回有識者会議

- (1) 第4回有識者会議のフォローアップについて
- (2) 特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野（新たに追加等を行う分野等）の詳細（案）について
- (3) バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件（案）について

8/4 第6回有識者会議

- (1) 第5回有識者会議のフォローアップについて
- (2) バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件（案）について

9/17 第7回有識者会議

- (1) 第5回・第6回有識者会議のフォローアップについて
- (2) 特定技能制度及び育成就労制度の上乗せ基準等（案）について
- (3) 育成就労制度における本人意向による転籍の制限（案）について

10/6 第8回有識者会議

- (1) これまでの有識者会議のフォローアップについて
- (2) 特定技能制度及び育成就労制度の上乗せ基準等（案）について
- (3) 育成就労制度における本人意向による転籍の制限（案）について

予定

（日程未定）第9回以降

（上乗せ要件、分野ごとの転籍制限期間・待遇向上策、受入れ見込数等について継続的に議論）

12月めど 分野別運用方針閣議決定

有識者会議構成員

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議構成員

[座長]

高橋 進 株式会社日本総合研究所チエアマン・エメリタス

[座長代理]

山川 隆一 明治大学法学部教授

[構成員]

市川 正司 弁護士
清田 素弘 日本商工会議所産業政策第二部担当部長
黒谷 伸 一般社団法人全国農業会議所事務局長代理
是川 夕 国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長
佐久間 一浩 全国中小企業団体中央会事務局次長
末松 則子 鈴鹿市長
鈴木 直道 北海道知事
富田 さとこ 日本司法支援センター本部国際室長／弁護士
富高 裕子 日本労働組合総連合会総合政策推進局長
花山 英治 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校
 基盤ものづくり系電子回路ユニット教授
堀内 保潔 一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長
山脇 康嗣 さくら共同法律事務所パートナー弁護士

(座長及び座長代理以外 50 音順)

2. 建設分野における 外国人材育成・確保に係る論点

上乗せ基準とは

特定技能・育成就労制度では、制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野に特有の事情に鑑み、これに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。

	介護	クリーニング ビル	サプラ ライン	工業製品 製造業	建設 ※1	船舶・ 造船・ 工業	自動車 整備	(特定技能のみ) 航空	宿泊	(特定技能のみ) 運送業 自動車	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	飲食品 製造業	外食業	林業	木材産業	資源循環
事業者の範囲の 限定(許認可等) ※外国人受入れに特に 求めるもの	育	特・育	特・育		特・育		特・育	特	特・育	特		特・育	特・育		育	特・育	特・育		特・育
受入事業実施法 人への加入等				特・育 ※2	特														
受入れ人数 の上限	特・育				特・育									特・育			育		
労働条件				特・育 ※3	特・育								育	育					
労働安全衛生 対策	特・育 ※4			特・育 ※5			育						育	特			特・育	特・育	特・育
人材育成等 (研修、キャリア アップ、体制等)	特・育 ※4			育 ※6	特・育	特	育			特 ※7					特・育	特	育		
通常より高い 日本語能力水準	特・育 ※8									特 ※9	特・育 ※10								
監理支援機関等 の範囲	育						特・育							育					

凡例:特:特定技能制度の上乗せ基準
育:育成就労制度の上乗せ基準

※1 国土交通省における検討会で議論中

※2 育成就労については現在調整中

※3 繊維工業のみ

※4 特定技能は訪問介護のみ

※5 育成就労はRPF製造業、ゴム製品製造業(混練り圧延加工)のみ

※6 金属熱処理業のみ

※7 タクシー運送業・バス運送業(新任運転者研修)のみ

※8 育成就労:入国時A2

特定技能:A2+介護日本語試験

※9 日本語能力要件の見直しを検討中(タクシー運送業・バス運送業)

※10 育成就労:運転係員のみ入国時A1、就労開始までにA2相当

特定技能:運転係員のみB1

○ 建設分野において、現行の技能実習に係る上乗せ措置に加え、労働安全衛生に係る基準を設定するか。

○ 現行の労働安全衛生対策

- **労働安全衛生法**においては、日本人・外国人を問わず、安全衛生に関して「**雇入れ時等の教育**」のほか、厚労省令で定める危険又は有害な業務（※）に従事させる場合は「**特別教育**」が義務づけられている。

※ 研削といし、酸素欠乏危険箇所における作業、フルハーネス型安全帯使用、足場の組立て等

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

- 登録支援機関又は受入企業が行う「**入国後講習**」では、日本語、本邦での生活一般、法令に違反していることを知ったときの対応方法、法的保護に必要な情報等についての科目が設定されている。

○育成就労法施行規則（案）

（育成就労の目標及び内容の基準）

第十三条 （略）

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

七 入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ 単独型育成就労に係るものである場合にあっては申請者が、監理型育成就労に係るものである場合にあっては監理支援機関（第二条各号に規定する取引上密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人を雇用する場合にあっては、申請者。ハ（１）及び（２）において同じ。）が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。

ロ 科目が次に掲げるものであること。

（１） 日本語

（２） 本邦での生活一般に関する知識

（３） 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他育成就労外国人の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、申請者及び監理支援機関に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）

（４） （１）から（３）までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能の修得に資する知識

八～八 （略）

＜参考＞

	外国人労働者			（参考）全ての労働者
	①死傷者数（人）	②労働者数（人）	死傷者年千人率 ((①／②)×1000)	③死傷者年千人率
建設業	1,165	177,902	6.5	4.2
製造業	2,979	598,314	5.0	2.6
農業・畜産・水産業	322	64,573	5.0	5.3
保健衛生業	284	116,350	2.4	2.2
....				
全産業合計	6,244	2,302,587	2.7	2.4

（出典）

- ①：労働者死傷病報告（令和6年 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）
- ②：外国人雇用状況の届出状況（令和6年10月末現在）
- ③：労働者死傷病報告（令和6年 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）及び労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-1表 役員を除く雇用者）から算出

対応の方向（案）

- 現行の措置に加えて、監理支援機関又は受入企業が行う「入国後講習」の内容に、労働安全衛生に関するオリエンテーションを追加してはどうか。

○ 建設分野において、現行の上乗せ措置に加え、労働安全衛生に係る基準を設定するか。

○ 現行の労働安全衛生対策

- 労働安全衛生法により、受入企業による「雇い入れ時等の教育」「特別教育」の義務付けあり。
 - これら**法定の労働安全衛生教育**については、受入企業による「**建設特定技能受入計画**」において記載させ、（一財）国際建設技能振興機構（FITS）の巡回指導において適切に実施されているか**チェック**を行っている。
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成三十一年三月十五日国土交通省告示第三百五十七号）
（建設特定技能受入計画の認定）
- 第三条 前条第一号イの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第一により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 認定申請者に関する事項
 - 二 国内人材確保の取組に関する事項
 - 三 一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項
 - 四 一号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項
- 3 （略）
- また、（一社）建設技能人材機構（JAC）では、これら法定の労働安全衛生教育が円滑に受けられるよう、1号特定技能外国人に対して、母国語により「**オンライン特別教育**」や「**技能講習**」を提供している。
 - 現行の「**建設特定技能受入後講習**」は、**就労環境**（特定技能制度、雇用契約、労働者の保護、キャリアパス等）に関する**オリエンテーション**を実施しているが、労働安全衛生に関するオリエンテーションは行われていない。

対応の方向（案）

- 上記の現状の取組に加えて、労働安全衛生への意識を向上するため、現行の「**建設特定技能受入後講習**」（FITSにて実施）の内容に、**労働安全衛生に関するオリエンテーションを追加**してはどうか。

建設分野における外国人材育成・確保に係る論点まとめ①

事項		基本方針（閣議決定） ・省令等	建設分野に おける論点	対応の方向（案）
育 成 就 労	転籍制限 期間	1～2年の範囲内で 分野別運用方針で設定。 （原則1年）	転籍制限を2年とすることを認めるか。	2年 ※将来的には1年を目指す
	待遇向上策 （昇給率等）	1年超の転籍制限期間を定めた 場合、 <u>転籍の制限を理由とした昇給等の待遇向上が必要。</u>	2年とする場合、昇給率をどのように設定するか。	建設業の前年の平均賃金の上昇率以上の昇給率 ※分野横断の整理を踏まえて検討
	日本語水準	A1～A2の範囲内。	A1で問題ないか。	A1相当とA2相当の間の一定のレベル ※分野横断の整理を踏まえて検討
	分野別協議会	受入企業の分野別協議会への加入義務化。（ <u>代替措置</u> も可）	- 分野別協議会への加入義務を課すか。 - 課さない場合、代替措置をどうするか。	- JAC所属企業（特定技能外国人受入企業）は加入したもののみなす - その他企業のみ分野別協議会への加入を義務付け
	上乗せ措置	分野別に上乗せ措置を設定可。	現行の上乗せ措置も踏まえ、どのように設定するか。	- 現行の技能実習の上乗せ措置を基本的に踏襲。 - ただし、労働安全対策の基準を追加。 ➢ 受入企業：建設業許可、CCUS登録 ➢ 処遇：月給制、書面交付、CCUS登録 ➢ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置） ➢ 労働安全対策：入国後講習のオリエンテーション
	受入れ見込数	（人手不足数）－ （生産性向上+国内人材確保） を元に分野別で算出	（有識者会議を踏まえ 今後検討）	（有識者会議を踏まえ引き続き検討）

	事項	基本方針（閣議決定）・省令等	建設分野における論点	対応の方向（案）
特定技能	在籍型出向	- 原則不可。 ①②をいずれも満たす場合のみ、分野別に例外的に認める。 ① 親子会社の間等相互に密接に関係する会社間において、一定期間行うことが必要不可欠 ② 雇用安定等への影響などの懸念を払拭するために必要な措置を講じている	在籍型出向を可とするか	日本人も含めた建設分野全体における整理を踏まえつつ、引き続き検討
	上乗せ措置	分野別に上乗せ措置を設定可	現行の上乗せ措置も踏まえ、どのように設定するか	- 現行の特定技能の上乗せ措置を基本的に踏襲。 - ただし、受入枠の緩和措置を導入、労働安全対策の基準を追加。 ➢ 受入企業：建設業許可、CCUS登録、FITS巡回指導 ➢ 処遇：月給制、書面交付、CCUS登録 ➢ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置） ➢ 労働安全対策：受入後講習のオリエンテーション
	その他	-	ルールを守らない事業者への対応をどうするか	- ルールに従わない企業に対し、受入計画認定取消し以外のペナルティ（社名公表や新規受入停止など）を新設 - 登録支援機関名を受入計画の記載事項に追加

赤字は第3回検討会からの変更点